

空き家解体支援ローン

令和3年4月1日現在

商品名	空き家解体支援ローン (熊本県内各市町村が実施する空き家解体に関する補助金利用者限定) (保証会社：一般社団法人しんきん保証基金)
-----	--

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">・当金庫の営業地区内に居住又は勤務されている方・満20歳以上の方・安定継続した収入がある方・一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方
お使いみち	熊本県内の各市町村が実施する「空き家解体に関する補助金」を受給できる方の、空き家解体費用およびそれに伴う諸費用（建物解体後の滅失登記費用等を含む） 【対象となる空き家の条件】 ご本人またはその親族が所有する建物であり且つ事業専用で使用していた建物ではないこと。
ご融資金額	500万円以内（ただし、「空き家解体費用等」－「補助金交付額」までとします。）
ご利用期間	7年以内
ご融資利率	年3.00% （注）上記利率は、保証料を含みます。
お利息の計算方法	毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年365日とする日割計算
ご融資形態	証書貸付
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none">・毎月元金均等又は元利均等割賦返済（元金返済据置期間は6カ月以内）のどちらかを選択できます。・ご融資金額の50%以内につき6カ月ごとの増額（ボーナス）返済併用もご利用になれます。
保証人・担保	一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので不要です。
保証料	保証料はお客様から当金庫にお支払いいただく金利の中から当金庫が保証会社へ支払いますので、お客様から別途保証会社へお支払いいただく必要はありません。
手数料	お借入時に当金庫所定の融資取扱手数料をお支払いいただきます。

空き家解体支援ローン

令和3年4月1日現在

商品名	空き家解体支援ローン (熊本県内各市町村が実施する空き家解体に関する補助金利用者限定) (保証会社：一般社団法人しんきん保証基金)
-----	--

苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none">・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部法務課（9時～17時、電話：096-366-1148）にお申し出ください。・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記総務部法務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部法務課もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・お申し込みに際しては、事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。・商品内容の詳細については、当金庫営業日に営業店または業務部（9時～17時、電話：096-366-1123）にお尋ねください。